

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成29年2月16日 10時10分ごろ
発生場所	鹿児島県西之表市馬毛島北東方沖 馬毛島灯台から真方位073° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯30° 46.5′ 東経130° 53.5′）
事故の概要	プレジャーボート容漁丸は、航行中、火災が発生した。
事故調査の経過	平成29年2月27日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 容漁丸、4.0トン
船舶番号、船舶所有者等	295-34766鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場に向けて西之表市西之表港を出港した。</p> <p>船長は、出港して約45分後、異臭に気づき、操舵室床の機関室への出入口ハッチを開けて機関室内を確認しようとしたが、黒煙の噴出が激しく確認ができなかった。</p> <p>船長は、本船の付近を航行していた漁船に避難した。</p> <p>本船は、海上保安庁の巡視船の消火活動により鎮火した後、沈没した。</p> <p>船長は、黒煙を見たとき、気が動転し、持運び式消火器を取りに行くことに思いが至らなかった。</p> <p>本船は、本事故発生直前まで、主機の運転状態に異常が認められなかった。</p> <p>船長は、日頃から、出港前に潤滑油量及び冷却水量の点検を行っていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	<p>本船は、機関室から出火したことから、火災が発生したものと考えられる。</p> <p>本船は、本事故発生直前まで、主機の運転状態に異常が認められておらず、主機以外から出火した可能性があると考えられるが、本船が沈没したため、出火の状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、本船が、機関室から出火したため、火災が発生したもの

	と考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の所有者は、遠隔操作装置により操作される主機を設置した通常乗組員が近づかない機関室に火災警報装置を設備することが望ましい。</li></ul>